

## 平成 26 年度第 2 四半期の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 26 年 11 月 28 日

ソニー生命保険株式会社

平成 26 年度第 2 四半期(平成 26 年 7 月～平成 26 年 9 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 26 年度第 2 四半期(平成 26 年 7 月～平成 26 年 9 月)

		保険金					給付金						合計
		死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	0	0	0	5	5	0	61	42	0	4	107	112
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	13	1	0	0	14	4	17	3	0	1	25	39
	支払事由非該当	1	0	17	2	20	0	34	2,730	4	4	2,772	2,792
	その他	0	0	0	0	0	0	3	4	0	8	15	15
お支払い非該当件数合計		14	1	17	7	39	4	115	2,779	4	17	2,919	2,958
お支払い件数合計		1,190	7	54	484	1,735	577	32,534	20,439	12	2,960	56,522	58,257

がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

\*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

### 【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

### 四半期ごとの時系列推移表

	平成 25 年度				平成 26 年度	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期
お支払い件数合計	55,965 件	57,040 件	56,903 件	54,413 件	58,283 件	58,257 件
お支払い非該当件数合計	2,759 件	2,702 件	2,859 件	2,691 件	3,019 件	2,958 件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 26 年度第 2 四半期)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、下顎骨骨折により下顎骨折非観血的整復術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、受けられた手術は非観血的手術(メス等を使わずに皮膚の外から骨折した骨を元にもどす手術)であり、手術給付金の対象となる上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術( )ではないことから、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>観血手術とは皮膚や筋肉をメス等で切開し、骨折した骨などの病変部等を露出したうえで医師の直視下で行う手術をいいます。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、子宮体癌により、放射線治療を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、照射した総線量が 45 グレイであったため、手術給付金の対象となる手術の「新生物根治放射線照射」における制限規定「50 グレイ以上の照射」に該当しないため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、水平埋伏歯により抜歯手術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術」における除外規定「歯・歯肉の処置に伴うものを除く」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

以上